

オンライン資格確認等システムの概要

《19分》

※本文中に記載のない限り、2024年12月1日時点の情報に基づいて作成しています。

なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

＜研修テーマの背景＞

2023年4月から導入が原則義務化された「オンライン資格確認等システム」は、患者の健康保険への加入状況をタイムリーに確認できるだけでなく、患者の診療情報や薬剤情報等も閲覧可能なシステムです。2024年12月には救急時医療情報の閲覧機能も追加された他、公費負担医療や地方単独の医療費助成の資格確認についても、全国展開に向けて先行実施事業が開始されている等、年々機能が拡大しています。

研修目的

オンライン資格確認等システムの運用状況や取得した患者情報の活用等について質問してみる



- ・オンライン資格確認等システムの仕組みを理解する
- ・オンライン資格確認等システムの最新情報を把握する



2023年4月から導入が原則義務化された「オンライン資格確認等システム」は、患者の健康保険への加入状況をタイムリーに確認できるだけでなく、患者の診療情報や薬剤情報等も閲覧可能なシステムです。2024年12月には救急時医療情報の閲覧機能も追加された他、公費負担医療や地方単独の医療費助成の資格確認についても、全国展開に向けて先行実施事業が開始されている等、年々機能が拡大しています。

今回の研修では、オンライン資格確認等システムの運用状況や取得した患者情報の活用等について、担当施設の先生方に質問してみることを目的とします。

そのために、オンライン資格確認等システムの仕組みを理解するとともに、最新情報を把握しておきましょう。

今回の内容

1.概要

- ・全体像
- ・医療機関等のメリット ①未収金等の削減
②事務作業の効率化
- ・患者のメリット～窓口負担手続きの軽減～



3.診療報酬

- ・医療機関・薬局の点数

4.国の施策

- ・今後の展開

2.マイナ保険証

- ・移行期間中の保険資格確認
- ・マイナ保険証利用時の機能～全体像～
- ・資格確認機能
 - ①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者
 - ②生活保護受給者
- ・閲覧可能な情報
 - ①診療情報 ②薬剤情報
 - ③特定健診等情報 ④救急時医療情報
- ・災害時の仕組み



はじめに、オンライン資格確認等システムの全体像とメリットについて紹介します。

【1.概要】全体像

患者の保険資格を窓口で即座に確認でき、マイナ保険証のみの機能もあり

基本的な仕組み 健康保険加入状況が医療機関等で即座に確認可能

導入前 レセプト返戻時に保険資格の喪失が判明

導入後
医療機関
薬局



資格照会
資格情報回答

審査支払機関

支払基金
国保中央会

窓口での保険資格確認が可能に

- 不利益の改善
- 利便性の向上

マイナンバーカードの利用



健康保険証の機能（保険資格の確認）



マイナ保険証のみ活用可能な機能

マイナ保険証が基本に（2024年12月2日～）

株式会社メディカル・リード

4

まず、オンライン資格確認等システムの全体像です。

◆ 基本的な仕組み

オンライン資格確認等システムの基本的な機能は、患者の健康保険への加入状況が医療機関と薬局（以下、医療機関等）の窓口で即座に確認できることです。オンライン資格確認等システムの導入前は、患者の健康保険証が無効であっても医療機関等は診療前に確認できず、審査支払機関からレセプトが返戻されて初めて、保険資格の喪失を知るという状況でした。オンライン資格確認等システムは、医療機関等と審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金（支払基金）及び国民健康保険中央会（国保中央会）をオンラインでつなぐことで、受付窓口での保険資格確認を可能にし、これまで医療機関等が被ってきた不利益を改善して利便性を向上させるものです。

◆ マイナンバーカードの利用

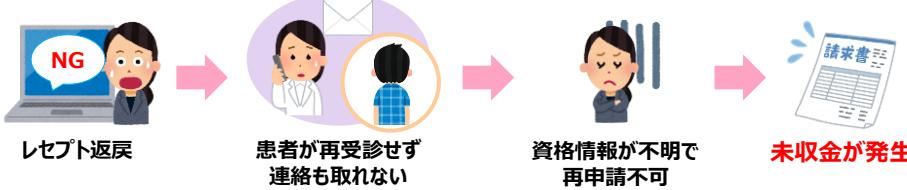
もう1つのポイントは、マイナンバーカードを健康保険証（以下、マイナ保険証）として利用できることです。オンライン資格確認等システムでは、患者がマイナ保険証を利用した場合のみ活用できる機能があります。

なお、2024年12月2日からマイナ保険証を基本とすることが決定しました。移行期間中の健康保険証の取り扱い等については、後ほど紹介します。

【1.概要】医療機関等のメリット ①未収金等の削減

未収金や資格の再確認、レセプト再申請コストの削減

導入前



導入後

診療前に保険加入状況を確認可能
→未収金・事務コスト削減



あるクリニックでは…



初診で診療終了の患者が多い

資格喪失保険証での受診を週3人程度発見



健康保険証とマイナ保険証のいずれを利用しても得られる医療機関等のメリットを2つ紹介します。1つ目は未収金等の削減です。

前述した通り、オンライン資格確認等システムが導入される前は、医療機関等はレセプトが返戻になるまで患者の保険資格喪失を知ることができませんでした。そのため、患者が保険資格喪失後に受診し、その後再受診せず連絡も取れない場合は、最新の保険資格情報を確認できず、レセプトの再申請ができないことから、保険給付分は未収金となっていました。

また、最新の保険資格情報が確認できた場合でも、患者への確認やレセプトの再申請には事務コストが掛っていました。

しかし、オンライン資格確認等システムによって診療前に保険加入状況を確認できるようになったことから、こうした未収金や事務コストが削減されました。

実際、初診のみで終了する患者が比較的多いクリニックでは、オンライン資格確認等システムによって、資格喪失保険証での受診が週に3人程度見つかるケースもあるようです。

今回の内容

1.概要

- ・全体像
- ・医療機関等のメリット ①未収金等の削減
②事務作業の効率化
- ・患者のメリット～窓口負担手続きの軽減～

2.マイナ保険証

- ・移行期間中の保険資格確認
- ・マイナ保険証利用時の機能～全体像～
- ・資格確認機能
①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者
②生活保護受給者
- ・閲覧可能な情報
①診療情報 ②薬剤情報
③特定健診等情報 ④救急時医療情報
- ・災害時の仕組み

3.診療報酬

- ・医療機関・薬局の点数

4.国の施策

- ・今後の展開



次に、マイナ保険証を利用した場合に活用できる機能について紹介します。

【2.マイナ保険証】マイナ保険証利用時の機能～全体像～

生活保護や在宅・オンライン診療患者の資格確認、診療情報等の閲覧が可能

マイナ保険証
利用時

医療機関等は下記の機能を活用可能

資格確認機能

①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者



②生活保護受給者



情報閲覧機能

①診療情報



②薬剤情報



③特定健診等情報



④救急時医療情報



株式会社メディカル・リード

10

それでは、マイナ保険証利用時に限り有効となる機能の紹介に入ります。

患者がマイナ保険証を利用した場合、医療機関等は下記の機能を活用することができます。

◆資格確認機能

- ①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者
- ②生活保護受給者

◆情報閲覧機能

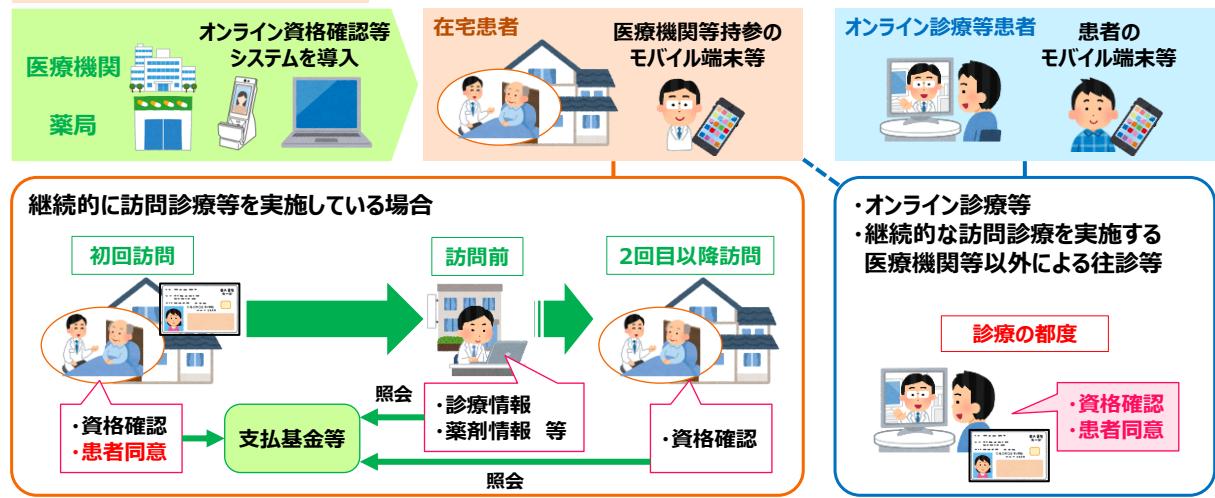
- ①診療情報
- ②薬剤情報
- ③特定健診等情報
- ④救急時医療情報

次のスライドから、上記の具体的な内容について紹介していきます。

【2.マイナ保険証】資格確認機能 ①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者

モバイル端末等で資格確認。継続訪問の場合は都度の読み取りと患者同意の必要なし

2024年4月～正式運用開始



株式会社メディカル・リード

11

マイナ保険証利用時の資格確認機能の1つ目、在宅患者とオンライン診療・服薬指導患者についてです。この機能はプレ運用期間を経て、2024年4月から正式に運用が開始されました。

在宅患者とオンライン診療等患者の保険資格確認を行う場合も、医療機関等はオンライン資格確認等システムを導入する必要があります。その上で、在宅患者については医療機関等が居宅に持参したモバイル端末等を、オンライン診療等患者については患者のモバイル端末等を活用することで、資格確認が可能になりました。

また、在宅患者については、患者のなりすましリスクが低いことから、継続的に訪問診療等を実施している間は、2回目以降に訪問する際は初回の資格確認・患者同意をもって支払基金等に照会することで、保険資格情報の確認とともに診療情報や薬剤情報等の閲覧も可能になります。診療情報等はモバイル端末等では閲覧できないため、初回訪問時は過去の診療情報等を診療前に閲覧することはできませんが、この仕組みにより、2回目以降は資格確認のためにマイナ保険証を読み取る必要はなく、また、訪問前に診療情報等を閲覧することができるのです。

ただし、オンライン診療等と患者に継続的な訪問診療等を行っている医療機関等以外が往診等を行った場合は、診療の都度、保険資格確認と診療情報等を閲覧するための患者同意取得が必要です。

医療機関名・診療年月日・診療形態・診療行為名等

2022年9月～閲覧可能

(手術情報は2023年5月～)

閲覧可能な主な診療情報

- ・医療機関名
- ・診療年月日
- ・診療形態（入院／外来）
- ・診療行為名

- 医学管理等
- 手術（移植・輸血含む）
- 放射線治療
- 人工腎臓
- 持続緩徐式血液濾過
- 腹膜灌流 等

診療報酬点数名称で表示

翌月提出のレセプト情報のため
タイムラグあり

イメージ		年月日	診療形態	診療識別	診療行為名	回数等	
						24/7/19	外来
Aクリニック		24/7/19	外来	医学管理	薬剤情報提供料	1回	
		24/6/18		手術	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径2cm未満）	1回	
				検査病理	T-M（組織切片）	1臓器	1回
				病理判断料		1回	
B病院		24/6/18	外来	医学管理	特定疾患療養管理料（診療所）	1回	
				画像診断	電子画像管理加算（単純撮影）	1回	
					CT撮影（16列以上64列未満マルチスライス型機器）	1回	
					コンピューター断層診断	1回	



C病院



株式会社メディカル・リード

13

次に、マイナ保険証利用時に閲覧可能な情報について紹介します。

1つ目は、診療情報です。

診療情報は、2021年にオンライン資格確認等システムが導入された当初は閲覧できませんでしたが、手術情報以外は2022年9月から、手術情報（移植・輸血を含む）については2023年5月から閲覧可能になりました。

医療機関等が閲覧できる内容は、患者が受診した医療機関名や診療年月日、診療形態（入院・外来等の区分）に加え、医学管理や手術等の具体的な診療行為名で、診療報酬の点数名称が表示されます。

診療翌月に提出される医科・歯科・調剤・DPCのレセプトから抽出された情報となるため、反映までのタイムラグはありますが、患者がどの医療機関を受診しているのか、また、各医療機関でどんな診療を受けているのかをシステム上で容易に確認できます。

今回の内容

1.概要

- ・全体像
- ・医療機関等のメリット ①未収金等の削減
②事務作業の効率化
- ・患者のメリット～窓口負担手続きの軽減～

2.マイナ保険証

- ・移行期間中の保険資格確認
- ・マイナ保険証利用時の機能～全体像～
- ・資格確認機能
 - ①在宅患者、オンライン診療・服薬指導患者
 - ②生活保護受給者
- ・閲覧可能な情報
 - ①診療情報 ②薬剤情報
 - ③特定健診等情報 ④救急時医療情報
- ・災害時の仕組み

3.診療報酬

- ・医療機関・薬局の点数



4.国の施策

- ・今後の展開



次に、オンライン資格確認等システムの活用に対する診療報酬について紹介します。

【3.診療報酬】医療機関・薬局の点数

体制整備の上、マイナ保険証利用時のみ算定できる点数を設定

2024年12月2日～ マイナ保険証の利用が基本

マイナ保険証利用時のみ算定可能



医療機関

医療情報取得加算（初診料の加算） (月1回)	1点
医療情報取得加算（再診料・外来診療料の加算） (3月に1回)	1点

薬局

医療情報取得加算（調剤管理料の加算） (年1回)	1点
-----------------------------	----

主な算定要件（医療機関・薬局共通）

①オンライン請求を実施



②オンライン資格確認の体制を整備



③薬剤情報等、必要な情報を取得・活用して診療・調剤を実施



④②③について院内・薬局内に掲示し、原則ウェブサイトにも掲載



株式会社メディカル・リード

19

診療報酬では、オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報の活用促進を図る目的で、医療機関、薬局のいずれに対しても点数が設定されています。

具体的には、「医療情報取得加算」が医療機関では初・再診時の点数（初診料・再診料・外来診療料）、薬局では薬剤服用歴の管理等を行った場合の点数（調剤管理料）に加算できます。12月2日からマイナ保険証の利用が基本とされたことから、患者がマイナ保険証を利用した場合のみ算定可能です。

◆主な算定要件

- ① オンライン請求を実施
- ② オンライン資格確認の体制を整備
- ③ 薬剤情報等、必要な情報を取得・活用して診療・調剤を実施
- ④ ②③について、院内・薬局内に掲示するとともに、原則ウェブサイトにも掲載

①患者の保険資格をタイムリーに確認できる仕組み

②マイナ保険証利用者の場合、診療情報等も確認可能

③公費負担医療と地方単独の医療費助成も対象に

①患者の保険資格をタイムリーに確認できる仕組み

オンライン資格確認等システムは、患者の健康保険への加入状況を医療機関と薬局の窓口で即座に確認できる仕組みです。これにより、医療機関等は未収金やレセプトの再申請に係る事務コストの削減が可能になりました。また、保険資格情報も医療機関のシステムに自動的に取り込まれるようになり、入力ミスの削減や作業の効率化が図れます。

一方、患者にもメリットがあり、保険者に「限度額適用認定証」等を発行してもらわなくても、窓口での支払いが自己負担限度額まで済むようになりました。

②マイナ保険証利用者の場合、診療情報等も確認可能

患者がマイナ保険証を利用した場合は、在宅医療やオンライン診療等でも資格確認が可能な他、診療情報や薬剤情報、特定健診等情報も閲覧可能です。診療情報と薬剤情報はレセプトから抽出された情報のためタイムラグはありますが、患者が複数医療機関を受診している場合でも、他の医療機関名や各医療機関における診療行為、処方薬剤等を全て閲覧できます。また2024年12月から、病院に限り、救急時に患者の同意取得が困難な状況でも、救急用サマリー等を閲覧できる機能が追加されました。

③公費負担医療と地方単独の医療費助成も対象に

マイナ保険証利用時の機能に、難病医療等に対する公費負担医療と、子ども医療費助成等の自治体が独自に実施している医療費助成の資格確認も追加されることが決定しています。2024年度時点で183の自治体で先行実施されており、厚生労働省は2027年度の全国展開を目指して体制構築を進めています。導入されれば、患者は公費負担医療等に係る紙の受給者証の持参や提示が不要になり、医療機関等も資格情報の入力等の事務負担を一層軽減することが可能になります。

【参考】想定される影響等

患者の健康保険加入状況や過去の診療情報等をタイムリーに確認できるオンライン資格確認等システムの導入及び機能拡大は、医療機関等における業務の効率化に加え、治療・処方の適正化や統一化等につながることが予想されます。

医薬品使用の適正化

マイナ保険証利用患者の服薬情報の把握

→ 医薬品の適正使用が進展



処方情報の閲覧による処方の統一化

他施設の処方情報の閲覧

→ 地域の医療機関間で処方の統一化が進む可能性も



かかりつけ医等に対する評価の変化

診療情報や特定健診等情報の活用による患者指導等の充実

→ 患者のかかりつけ医等に対する評価が変化することも



患者の健康保険加入状況や過去の診療情報等をタイムリーに確認できるオンライン資格確認等システムの導入及び機能拡大は、医療機関等における業務の効率化に加え、治療・処方の適正化や統一化等につながることが予想されます。

◆医薬品使用の適正化

マイナ保険証を利用する患者の服薬情報等の把握が進むことで、医薬品の適正使用の進展が予想されます。

◆処方情報の閲覧による処方の統一化

他施設の処方情報を閲覧できるようになることで、地域の医療機関の間で処方の統一化が進むかもしれません。

◆かかりつけ医等に対する評価の変化

診療情報や特定健診等情報を活用して患者指導等を充実させるかかりつけ医等が増える可能性があり、患者のかかりつけ医等に対する評価に変化が起こるかもしれません。

【参考】研修内容の活用例

担当施設の先生に、オンライン資格確認等システムの活用状況や導入によるメリット、患者対応の変化等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 現在、貴院を受診する患者さんのうち、何割くらいの方がマイナ保険証を持参されていますか。未利用の方には利用を勧めるのでしょうか。
- ② マイナンバーカードに保険証情報をひも付けされていない患者さんで、貴院の受診をきっかけにひも付けされる方もいらっしゃいますか。
- ③ マイナ保険証を利用している患者さんで、過去の診療情報や薬剤情報の取得に同意されない患者さんもいらっしゃるのでしょうか。同意されない理由は、どのようなものなのでしょうか。
- ④ 診療情報や処方情報を取得できる患者さんとできない患者さんで、診療内容に違いが生じることはあるのでしょうか。また、生じるとしたらどのような違いなのでしょうか。
- ⑤ 閲覧可能な情報のうち、先生が重視される内容とその理由を教えていただけますか。
- ⑥ 他院で処方されている薬剤との重複を確認した場合、どのように対応されているのでしょうか。
- ⑦ 在宅患者さんについては、2回目以降は簡便な資格確認や診療情報等の事前閲覧が可能になりました。訪問診療に当たってのメリットは大きいと感じますか。

スライドは、研修内容を活用するための質問例です。

担当施設の先生に、オンライン資格確認等システムの活用状況や導入によるメリット、患者対応の変化等について伺ってみてはいかがでしょうか。